

秋田県告示第132号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定するので、同条第4項の規定に基づき、公示する。

令和7年3月21日

秋田県知事 佐竹 敬久

区 域 名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
関ノ台	山本郡三種町森岳字関ノ台（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県建設部河川砂防課及び秋田県山本地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。